

やまなし思いやりパーキング制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある人等歩行が困難又は移動に介助者の特別な注意が必要な人の社会参加を促進するために、山梨県（以下「県」という。）が、思いやり駐車区画を利用できる者を明確にし、思いやり駐車区画利用証（以下「利用証」という。）を交付することにより、その適正利用を図るやまなし思いやりパーキング制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次のとおり用語を定義する。

- (1) 公共的施設 不特定かつ多数の者の利用に供する施設とする
- (2) 施設管理者 公共的施設を管理する者とする
- (3) 思いやり駐車区画 県と施設管理者が協定書（第1号様式）により協定を締結し、本制度の適用を受ける駐車区画とし、次のア～ウに掲げるものとする
 - ア 車椅子使用者用駐車施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設をいう。以下、同じ。）とは別に設置する3.5メートル以上の駐車区画
 - イ 車椅子使用者用駐車施設
 - ウ 3.5メートル未満の駐車区画

(県等の役割)

第3条 県及び協働して制度を実施する市町村は、利用証の交付を受けることができる者の申請に基づき、利用証（第2号様式）を交付するものとする。

(施設管理者の役割)

第4条 施設管理者は、協定書に則り、思いやり駐車区画の適正な管理に努めるものとする。

(利用証の交付対象者)

第5条 利用証の交付を受けることができる者は、県内市町村に住民票を有する身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病患者、高齢者、妊産婦、発達障害のある人、けが人で、別表第1の交付基準に該当する者とする。

ただし、県内市町村に住民票を有していない場合であっても、知事が特に認める場合は、この限りではない。

(利用証の交付窓口)

第6条 利用証の交付窓口は、県福祉保健部障害福祉課、県保健福祉事務所、市町村とする。

(利用証交付の申請)

第7条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申請書(第3号様式)を交付窓口に提出するものとする。なお、別表第1の交付基準に該当する者であることを確認するための書類の提示を必要とし、そのうち発達障害者、けが人については、医師の意見書(第4号様式)の提示を必要とする。

(利用証の交付等)

第8条 県及び市町村は、申請者が交付基準に該当すると認めた場合は、利用証を交付する。

2 利用証の有効期間は、別表第1に掲げるとおりとする。なお、有効期間の満了後に引き続き利用証の交付を受けようとする者は、有効期間の満了日までに、改めて前条の申請を行うものとする。

3 利用証は、交付を受けた者が運転又は同乗する車両を思いやり駐車区画に駐車する際に、車両前部の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。

4 利用証の交付を受けた者を乗せて運転する場合は、乗降が終了次第、車両を思いやり駐車区画から移動させるよう努めるものとする。

5 利用証の交付は申請者1名につき1枚とする。

(利用証の再交付)

第9条 利用証の交付を受けた者が紛失、汚損等により利用証の再交付を受けようとするときは、利用証再交付申請書(第5号様式)を交付窓口に提出するものとする。なお、別表第1の交付基準に該当する者であることを確認するための書類の提示を必要とする。

(利用証の返却)

第10条 利用証の交付を受けた者は、有効期間が満了した場合又は別表第1の交付基準に該当しなくなった場合には、速やかに利用証を交付窓口に返却するものとする。

2 県又は市町村は、利用証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該利用証の交付を受けた者に対して利用証の返却を求めるものとする。

(1) 利用証を他人に貸与又は譲渡した場合

(2) 重複して利用証の交付を受けた場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、思いやり駐車区画の管理及び運営に支障を生じさせた場合

(施設管理者の協力)

第11条 施設管理者は、施設出入口に近い位置に思いやり駐車区画を設置し、利用状況を把握するものとする。

なお、第2条第1項第3号で規定する駐車区画の設置にあたっては、事前に知事と協議を行うこととする。

2 施設管理者は、思いやり駐車区画に、思いやり駐車区画であることを示す案内表示(第

6号様式)を掲示するものとする。

3 施設管理者は、思いやり駐車区画に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

(利用証の相互利用)

第12条 本県以外の地方自治体において、同様の制度による利用証の交付を受けている者は、思いやり駐車区画を利用できるものとする。

2 施設管理者は、本県以外の地方自治体が交付した利用証について、本県において交付した利用証と同様に扱うものとする。

(周知)

第13条 県、市町村及び施設管理者は、思いやり駐車区画の適正利用について、周知に努めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1

利用証の交付基準

区分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間	利用証	
身体障害	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	5年	緑	
	聴覚障害又は平衡機能の障害	聴覚障害				3級以上
		平衡機能障害				5級以上
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害					対象としない
	肢体不自由	上肢				2級以上
		下肢				6級以上
		体幹				5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能				2級以上
		移動機能				6級以上
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害				4級以上
		じん臓機能障害				4級以上
		呼吸器機能障害				4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害				4級以上
		小腸機能障害				4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上				
肝臓機能障害		4級以上				
知的障害		A	療育手帳			
精神障害		1級	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者		特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者、指定難病にかかっている者	特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証、知事が指定難病にかかっていることを証明する通知書			
高齢者		要介護1以上	介護保険被保険者証			
妊産婦		母子健康手帳交付日から出産後1年6か月までの人。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。	母子健康手帳	交付要件に該当する期間	橙	
	多胎児の場合	母子健康手帳交付日から出産後3年までの人。ただし、出産後は3歳以下の多胎児と同伴の場合に限る。				
発達障害		移動に介助者の特別な注意が必要と認められる人	医師の意見書	5年の範囲内で必要と認められる期間		
けが人		けがにより歩行が困難で車いす、杖等を使用している人	医師の意見書	1年の範囲内で必要と認められる期間		